（法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項）

第六条　法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

五　教育・保育給付認定に係る第一条の五各号に掲げる事由及び保育必要量（法第十九条第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。）

［六・七　略］

（法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間）

第八条　法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども　教育・保育給付認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

二　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。）　効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

三　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　略］

四　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　略］

五　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　略］

六　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　第一条の五第九号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

七　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　第一条の五第十号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

八　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。）　効力発生日から当該小学校就学前子どもが満三歳に達する日までの期間

九　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　略］

（法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項）

第六条　法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

四　該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

五　教育・保育給付認定に係る第一条の五各号に掲げる事由及び保育必要量（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。）

［六・七　同上］

（法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間）

第八条　法第二十一条に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども　教育・保育給付認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

二　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。）　効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

三　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　同上］

四　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第六号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　同上］

五　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第七号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　同上］

六　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第九号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　第一条の五第九号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

七　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第十号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　第一条の五第十号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

八　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げる事由に該当する場合を除く。）　効力発生日から当該小学校就学前子どもが満三歳に達する日の前日までの期間

九　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第一条の五第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）　次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

［イ・ロ　同上］